

市道の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、下記の路線を供用開始する。
その関係図面は、公示の日から2週間大府市役所建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和 8年10月 5日

大府市長 岡村 秀人

整理番号	路線番号	路線名	起 点	供用開始の年月日
			終 点	
1	4387	4387号線	大府市梶田町三丁目158番7地先	令和 8年10月 13日
			大府市梶田町三丁目158番12地先	

路線認定位置図

